

---

# 会計数値の信頼性と意思決定有用性

若杉 明

---

## 1. はじめに

財務諸表における利益を頂点とする会計数値 (accounting numbers or figures) は、ステイク・ホルダーの各種意思決定、証券市場における企業評価、法人税法上の課税所得の算定その他の使途において、有用性を発揮する重要な企業情報である。会計数値がその利用者にとって有用であるためには、企業の実態を忠実に表わし、信頼できるものでなければならない。なおここに会計数値の信頼性とは、会計制度的仕組みにしたがって財務諸表が企業の財務的実態を忠実に表明していることを確信できることを意味する。また有用性とは開示される財務諸表上の会計数値がステイク・ホルダーの意思決定に役立ち効果をあげうることをさし、意思決定有用性 (Decision Usefulness) ともいわれる。財務情報上の会計数値の信頼性と有用性の度合いを質 (Quality) と言い表すこともできる。企業会計制度は各国においてインフラストラクチャーの一つとして、常時維持・改善がはかられているが、それは端的に言って、会計数値の信頼性と有用性を確保するための努力に他ならない。

企業会計制度は、会計法規を基礎に、会計基

準、公認会計士制度、監査制度、内部統制制度などから構成されており、その作成・開示を厳しく規制し、指導することによりその信頼性と有用性を確保して利用者の保護をはかろうとするものである。ところがこのようにきびしい制度的規制にもかかわらず、会計情報の作成・開示を操作し、また粉飾決算を行うことによって、会計数値を改ざんし、ステイク・ホルダー、証券市場などの判断を誤りに導こうとする企業が後を絶たず、またこれに加担する監査人が引きもきらず現れる。そしてさらに法定監査を受け、適正意見の付されている財務諸表にさえ、アメリカで常時問題にされているアーニングス・マネジメント (Earnings Management) すなわち利益操作の性格をもったものが見うけられる。そのために適正意見の付された財務諸表の信頼性も一様ではなく、会社によって財務諸表の信頼性と有用性の度合いは異なるものと考えなければならない。会計数値についてのこのようなとらえ方は、「利益の質」 (the quality of earnings) なる概念をもって説明されている<sup>(1)</sup>。

筆者はこれまでも会計数値の信頼性と有用性に強い関心を抱き、いくつかの拙稿においてこの問題についての考察を試みた<sup>(2)</sup>。本稿もこのような問題についての探求の一端をなしてい

る。財務諸表は制度的な決まりに従って作成され、種々のチェックを経た後に一般に開示される。それでもなお財務諸表上の会計数値が一律に信頼しうるものとは限らず、その有用性には濃淡が見られる。それは財務諸表利用者の保護の視点から放置してよいものではない。このような問題意識に従って以下の段取りで考察を進めたいと思う。

まずステイク・ホルダー、証券市場など会計情報の利用者に対する会計数値の信頼性と有用性を確保するためには、会計情報の作成・開示はどうあらねばならないか、それに係る会計制度の仕組みの特質を明らかにする。加えて制度的諸条件を満たしながらも、会計数値の信頼性と有用性に問題を生ぜしめる要因につき考察する。このようにして会計数値の信頼性と有用性を確保し、その質を高めるための方策を探ることにしたい。

## 2. 会計数値の信頼性と有用性の確保の仕組み

現行会計制度において、会計数値の信頼性と有用性を保証する制度的仕組みは、会社法とこれに関連する諸法規、金融商品取引法と関連する諸法規、公認会計士法などの法律規則を基礎とし、会計および監査基準、公認会計士制度とこれに付随する仕組み、会計監査制度、内部統制制度などとして形成されている。次にこれらの事項について考察することにしよう。

### (1) 会計基準と監査基準

会計基準は基準設定目的に従って、企業の会計実践を方向づけ会計行動を指導するための指針である。会計基準は取引の認識、測定、開示

等に関する手続きの選択やその実施のための行動指針として機能する。会計処理の結果としての財務諸表の適正性を検討する会計監査にさいして、会計監査人は企業の会計行動が会計基準にしたがって行われているか否かを検証する。そして会計基準に準拠して作成されたか否かが監査報告書上監査人が監査意見を表明する上で

の鍵となる。

会計基準は次のような数々の特性をもっている。第一に、会計基準は会計実践において慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるものを体系化することによって設定される。第二に、会計基準の役割のひとつとして、前述のように、企業が会計実践を行う場合における会計行動の指針としての働きをあげることができる。ここに会計行動とは、企業の取引活動を会計的に記録することから始まり、財務諸表をその利用者が意思決定のために利用するにいたるまでの会計上の専門的な価値判断を行使する活動をさしている。

第三に、会計基準は会計行動を実施する場合に準拠しなければならない規範であるが、法規ではないので、強制力をもたない。基準は本来正当と認めることのできる許容限度を含め、達成可能な行動の水準を表している。そのために会計基準は法規のように厳格に会計行動を規制しようとするものではなく、経理自由の原則に従って、会計を実践する者の価値判断を尊重して適用される。

第四に、会計基準はあらゆる業種に属する企業の会計行動の指針であるところから、一つの会計事実の処理にさいしても、妥当と認められる数種類の会計方針、すなわち会計処理や開示の方法を認めている。企業は業種、規模、経営方針、企業をめぐる環境条件等に照らして、もっとも妥当と判断するものを選択し、適用でき

るようになっている。ただし国際会計基準は各国企業間の財務諸表の比較可能性を特に重視して、一つの会計事実につき、原則として、一つの会計方針のみの適用を認めている。

選択適用を認める場合でも、ひとたび企業の諸条件に照らして選択適用した会計方針は、これを変更すべき特別の事情の生じない限り、継続して適用しなければならない。それは合理的判断を行使して選択適用した会計方針を正当な理由もなく変更できるようにしておくと、利益操作が行われ、真実性違反が生ずるとともに、財務諸表の比較可能性が損なわれることになるからである。

第五に、会計基準には、2つのパターンがある。ひとつは権威のある設定主体、すなわち国に所属する審議会、民間の団体、会計研究団体、職業会計人の団体などが設定する「一般に認められた会計原則」(Generally Accepted Accounting Principles:GAAP)であり、これは成文化されている。他の一つは、会計学研究者、職業会計人、企業の会計担当者など会計専門家個々人が知識や経験の産物として健全であると認識している会計実践の集合で、成文化されておらず、各人の脳裏に蓄えられているものである。これを「健全な会計原則」(Sound Accounting Principles)という。今日では、どこの国でも一般に広く認められ、支持されている「一般に認められた会計原則」の方式が採用されている。

その他会計基準には、会計制度の発展のための先駆けとしてリーダーシップを発揮する役割、産業社会の変革に応じた自己改変の必要性等が要請されている(企業会計原則の前文を参照されたい)。

監査基準は監査人が会計監査を実施する場合の一般に認められた監査実務の指針であり、監査人の独立性、正当な注意義務、職業倫理をは

じめ、監査の質の保持とリスク・アプローチを前提に、監査の実施手続きや監査報告手続きについて規定している。とりわけ財務諸表が会計基準に従って作成されなければならないことから、基準への準拠性が監査の焦点となっている。

## (2) 公認会計士制度

公認会計士制度は公認会計士法に基づいて設けられている。同法第1条によれば、公認会計士の使命は次のように規定されている。すなわち公認会計士は、監査および会計の専門家として独立の立場で財務書類等財務情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者や債権者の保護をはかり、それによって国民経済の健全な発展に貢献することにある。ここに述べられているように、公認会計士制度の存在意義は、独立性を前提に会計・監査の専門家として財務情報の信頼性を確保することにある。そのためには、公認会計士は常に品位を保ち、知識や技能の習得に努め、独立性のもとで公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない(公認会計士法1条—2)。また公認会計士は内閣府令の定めに従って、日本公認会計士協会が行う資質の向上をはかるための研修を受けなければならない(同法28条)。

公認会計士が虚偽や不当な監査証明を行った場合には、

- 1) 戒告
- 2) 2年以内の業務の停止
- 3) 登録の抹消

これら3種類の懲戒処分のいずれかが課される(同法29条)。それは次のような場合である。

公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類をそのようなことのないものとして証明したときには、内閣総理大臣は上記

2 または 3 の懲戒処分をすることができる。

公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類をそのようなことのないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は上記 1 または 2 の懲戒処分をすることができる。

監査法人が虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類をそのようなことのないものとして証明した場合、当該証明業務を執行した社員である公認会計士に故意または相当の注意を怠った事実があるときは、当該公認会計士に上記 1、2、または 3 の処分が適用される（同法 30 条）。

このように公認会計士が公認会計士法または同法に基づく命令に違反した場合等には、内閣総理大臣は第 29 条に掲げる懲戒処分をすることができる（同法 31 条 1 項）。その他公認会計士、外国公認会計士および監査法人は公認会計士法などに違反する場合には、懲戒処分、課徴金の納付等厳しい罰則が課されることになっている。このような罰則の適用は、公認会計士の監査をはじめとする諸業務の違法または不適切な執行に対する強い抑止力となっている。

公認会計士制度を所管する金融庁には、公認会計士・監査審査会が設置されている。この審査会はその事務のひとつとして、公認会計士および外国公認会計士に対する懲戒処分や監査法人に対する処分に関する事項を調査審議することになっている（同法 35 条 1 および 2 項）。すなわち同審査会は違法行為をした公認会計士等の処分に関する一翼を担っているのである。

### （3）公認会計士協会による継続的専門研修（CPE）

公認会計士法第 28 条の規定に従い、公認会計士は内閣府令の定めによって日本公認会計士協

会の行う継続的専門研修(Continuous Professional Education)をうけることになっている。この研修は公認会計士の質的向上をはかり、公認会計士制度の社会的信頼を確保することを目的として実施される。公認会計士はこの研修を受けることによって年間 80 単位の取得を要求される。研修の範囲は、会計、監査、職業倫理、税務、コンサルティングなど幅の広い分野にわたっている。研修を受けた公認会計士は、年 2 回に分けて指定の報告書を公認会計士協会に提出することになっている。ただしこの研修を履修することは、公認会計士資格の更新の条件とはなっていない。この研修会は、次の要件を満たせば、成立が認められる。

- 1) 研修会管理者がいること
- 2) 講師がいること
- 3) 会員、準会員の出席者が 3 名以上いること
- 4) 継続的専門研修カリキュラム一覧表に合致した研修内容であること

### （4）会計監査制度

企業の財務諸表は経営者の責任において作成される。財務諸表は企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況等を表すものであり、経営者はもとより、ステイク・ホルダーや市場にとって意思決定に不可欠な情報として利用される。企業の財政状態等をその実態に即して忠実に表示しうるために、財務諸表は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って会計処理され、会計報告書にまとめられることが慣行となっている。

ところが現実には、経営者は種々の動機から、往々にして会計基準に準拠することなしに財務諸表を作成し開示することがある。このように

して作成された財務諸表は企業の実態を適切に表していないために、ステイク・ホルダーの意思決定を誤りに導く恐れがあり、かくて彼らに損害を与え、社会秩序を混乱に陥れる危険性がある。このような事態を防ぐために、経営者の責任において作成された財務諸表をそのまま開示することなく、独立の立場にある会計監査人による監査を行った後、その監査意見を添えて一般に公表するのが証券資本主義の下における会計監査制度の趣旨である。

会計監査を担当する者は監査を実施した結果、財務諸表が会計基準に準拠して作成され、企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状態などを適正に表しているかどうかにつき、会計監査の専門家として自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を監査意見として表明し、財務諸表に添えて開示する。表明された監査意見は財務諸表による表示の適正性に焦点を当てたものであるところから、そのような監査を適正性の監査と名づける。このような会計監査制度には、会社法の下におけるものと金融商品取引法の下におけるものがあり、両者は若干異なる側面をもってはいるが、ともに公表される会計報告書の社会的信頼性とそれに基づく有用性を確保しなければならないという使命を共有している。

## (5) 内部統制制度

会社法上、大会社において取締役の職務の執行が法令・定款に適合することその他、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制を整備することが要求されている(会社法362条4項6号)。ここにいう体制とは内部統制制度(Internal Control System)をいう。金融商品取引法においては、第

24条の4の4の規定により有価証券報告書の提出が義務づけられている会社のうち有価証券を金融商品取引所に上場している会社等には、有価証券報告書に併せて内部統制報告書の提出が義務づけられている(内部統制報告書提出会社)。この規定を根拠として「内部統制府令」が定められている。この府令に先んじて、企業会計審議会は「内部統制の評価及び監査の基準」(以下「内部統制基準」と略称する)を公表している。この基準に従って内部統制制度の性格について見ることにしよう。

証券市場がその機能を十全に発揮していくためには、企業情報が投資者に対して適正に開示されることが必須不可欠である。そのためには企業情報開示の信頼性確保の一環として、企業における内部統制が有効に機能していなければならない。開示企業における内部統制の充実、個々の開示企業に業務の適正化・効率化等を通じた様々な便益をもたらすとともに、企業情報開示制度全体の信頼性を、ひいては証券市場における国内外の信頼を高めるものであり、開示企業を含めた市場参加者のすべてに多大な利益をもたらすことになる。

アメリカにおいては、エンロン事件等を契機に企業の内部統制の重要性が強く認識され、サーベンズ=オックスリー法において、SEC登録企業の経営者に、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書の作成およびこれに関して公認会計士等による監査を受けることが義務づけられている。なおイギリス、フランス、韓国等においても同様な制度が導入されている。

わが国では、2004年3月期決算から、会社代表者による有価証券報告書記載内容の適正性に関する確認書が任意の制度として導入された。そしてその中で財務報告に関する内部統制

システムが有効に機能しているどうかの確認が求められた。その後2006年6月には証券取引法に代って金融商品取引法が成立した。この法律では、上場会社を対象として財務報告に係る内部統制の経営者による評価と公認会計士等による監査が義務づけられ、この制度は2008年4月1日以後開始される事業年度から実施されるにいたっている。これを内部統制報告制度という。

内部統制基準によると、内部統制は基本的に企業等の4つの目的、すなわち業務の有効性および効率性；財務報告の信頼性；事業活動に係る法令等の遵守；資産の保全、これらの達成のために企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである。そして次の6つの基本的要素から構成される。すなわち統制環境；リスクの評価と対応；統制活動；情報と伝達；モニタリング；ITへの対応。以上のうち財務報告の信頼性を確保するため内部統制を「財務報告に係る内部統制」と定義している。内部統制基準においては、内部統制の有効性につき経営者による評価および公認会計士による監査を実施する際の方法および手続についての考え方が明らかにされている。

以上本節では、財務報告の社会的信頼性を確保するための制度的仕組みの特色について考察した。次節では、会計数値の信頼性に影響する諸要因について考察することにしよう。

### 3. 会計数値の信頼性に影響する諸要因

前節では、会計数値の社会的信頼性を確保するための制度的仕組みについて述べた。ここでは、会計数値の信頼性に影響を及ぼす諸要因につき広く考察することにしたい。まずコーポレ

ート・ガバナンスと会計情報との係わりについて見ることにする。

#### (1) コーポレート・ガバナンスと会計情報

企業がその目的に向かって有効に機能することができるか否かは、コーポレート・ガバナンス、すなわち企業統治が適切に行われているかどうかにかかっている。企業統治は、一方会社の内部において、いかなる機関や勢力が企業を支配する力を有しているかの問題であるが、他方会社の外部にあって会社を支配している勢力が多様な形で存在するので、それらの勢力がどのように会社に影響を及ぼしているかも重要な課題である。本稿では企業内におけるコーポレート・ガバナンスが会計情報の作成・開示にいかに関与し、影響を及ぼすかについての考察を目的とするところから、外部からの会社支配も情報開示と無縁ではないが、これについては扱わないことにする。

会社の機関が法律の定めるように機能し、特定の勢力が会社を私物化し乱用したり、独裁化することがない場合には、企業統治は健全に実施されていると見てよいであろう。そのようなときには、一般に会計情報の作成・開示は正常に行われるものと考えられるが、後述するように、経営者が何らかの意図をもって、自らに有利な行動をとろうとするときには、内部統制制度が有効に機能していない場合、会計情報の作成・開示はゆがめられるおそれがある。たとえば経営者の報酬が会社の経営成績にリンクして定められているような取り決めのもとで、業績が悪化した場合には、経営者は利益操作に手を染めることもありうるであろう。

まして特定の経営者が独裁的な体制をしき、

会社を私物化し、そのうえ周囲の者がこれを牽制できないような状況の下では、会計情報の作成・開示は独裁的経営者の意のままに操られ、その信頼性は完全に失われることになる。そのような例は、エンロン社の粉飾事件にしても、三越デパートにおける岡田元社長の独裁体制下の不祥事件にしても、古今東西枚挙にいとまがない。結局、会社法の定める機関が会社内において有効に機能し、内部統制制度が適切に設定され運用されて、コーポレート・ガバナンスが健全に保たれない限り、会計情報の信頼性は確保が困難であるといえよう。このようにコーポレート・ガバナンスのあり方と会計情報の作成・開示の信頼性の確保とは極めて密接に関連しているのである。

## (2) プロフォーマ財務諸表における会計数値の性格

プロフォーマ (Proforma) 財務諸表なる概念をアメリカの文献でしばしば目にするがある<sup>(3)</sup>。プロフォーマはラテン語で「形式の問題として」とか、「見積りの」という意味である。プロフォーマ財務諸表という場合、それはまだ生じていない仮想の事象や取引を前提として作成された財務諸表である。すでに生じた取引事象に基づいて作成された歴史的財務諸表は、企業の過ぎ去った年度の財務業績を一般に認められた会計原則 (GAAP) に従って測定・開示したものである。歴史的財務諸表によらずしては企業の財務分析・評価は不可能であり、経営者、投資者、顧客などは企業の真の経營業績について理解することはできないであろう。プロフォーマ財務諸表は歴史的財務諸表と形は似ているが、過去ではなく将来に焦点を合わせて作成され、厳然たる事実ではなく、仮想の事実に基づ

いたものである点において両者はその性格を異にしている。また歴史的財務諸表が現実に生じた揺ぎない実態をもとにGAAPに準拠して各種の制約のもとに作成されるのに対して、プロフォーマ財務諸表は経営者が相当程度創造力を発揮し、可変的でダイナミックな環境を反映し、多様な選択的処理法を用いて弾力的に作成される。

プロフォーマ財務諸表は、株式の発行、資金の借入れ、補助金や助成金の受け入れなど種々の方法による資金調達、会社の合併・分割、プラントその他固定設備資産への投資、新しい生産ラインの導入等々企業の基本体質の改善変更に係る戦略的な財務的計画設定に際して作成され、キャピタル・バジティングなど広く財務分析に利用される。プロフォーマ財務諸表は、詳細な財務計画と過去数期間の損益計算書や貸借対照表に基づいて作成される。プロフォーマ財務諸表と並んで、前年度の歴史的財務諸表が比較や分析を効果的に行うために開示されることが多い。プロフォーマ財務諸表に係る期間の財務取引の予測に際しては、直近の財務的取引事項が参考に用いられる。たとえばプロフォーマ損益計算書を作成する場合には、製造原価、仕入運賃、支払給料、付随費用、支払利子等の費用および売上高その他の収益の予測をできる限り正確に行わなければならない。

プロフォーマ財務諸表は以上に述べたように、企業の経営基本計画の設定に際して作成され、利用されるものであるが、これが企業外部のステイク・ホルダーに企業の財務情報として開示されることがある。1990年代後半には、プロフォーマ財務諸表の開示ブームが起きている。そして当期純損失を純利益に書き換えるとか、GAAPに従って算定された損失をより少ない金額に変えて開示するといったテクニッ

クがある種の企業において多く用いられた。そこで合衆国証券取引委員会（SEC）は国内の公開会社にGAAPに基づいて作成された財務情報の開示を要求した。そしてこのような歴史的財務諸表を改ざんして作成されたプロフォーマ財務情報については、もしも投資家の意思決定を誤りに導くようなことになれば、これを詐欺とみなすと警告を発している。このようにして現在歴史的財務諸表に替えてプロフォーマ財務諸表をステイク・ホルダーに公開することは禁じられているのである。

### （3）アーニングス・マネジメント

アーニングス・マネジメント<sup>(4)</sup>は、歴史的財務諸表が企業の取引活動など経営の実態を一般に認められた会計基準に従って会計処理し開示するものであるのに対して、故意に当期純利益を膨らませたり、縮小したりと操作を加える会計テクニクである。具体的には、まだ実現には至らない未成熟な段階で収益認識を行ったり、費用の認識を故意に遅らせて当期純利益を過大に算定し、財務情報の不適正な開示を行うなどの手法が用いられる。したがってアーニングス・マネジメントは、利益平準化（Smoothing Income）に当たる概念であるといえよう。アーニングス・マネジメントを行う主な動機を挙げれば、次のとおりである。

経営者の報酬が利益に連動して決められている場合、経営者は当期純利益をなるべく多く算出しようという動機に駆られるであろう。また経営者がストック・オプションの権利を与えられた場合、株価が高いほど権利者は有利な状況におかれる。そこで当期純利益を多く算出することが株価の上昇につながるところから、経営者としてはアーニングス・マネジメントに走る

傾向が認められる。経営者の業績評価は端的にいて企業の利益をもって行なわれ、それによって経営者が現在の地位を確保し続けることができるかどうか決定される。そこで業績の実態に係りなく、当期純利益が着実に増加しているかのように操作しようとする。

また将来の年度の利益が平年並みか、若干それより上向きになるよう、次期以降に帰属すべき費用を前倒して当期に計上する。それにはそのようにしても当期純利益を少なくとも平年並みの水準に維持できることが前提となる。以上のごとき利益操作は財務報告の正確性、信頼性、透明性を著しく損ない、投資者の意思決定を誤りに導くおそれが大である。

創作的会計（Creative Accounting）<sup>(5)</sup>なる概念があるが、これはアーニングス・マネジメントとほぼ同義であると考えてよい。また Innovative とか Aggressive という語を会計に冠して用いることがあるが、これらも同様の意図に発する。いずれも経営者が自己に都合の良いように財務情報を改ざんして一般に開示し、利用者たるステイク・ホルダーを意図する方向に向かって意思決定させようというものである。これらの手法によって作成・開示された財務情報そしてその内容をなす会計数値は、正確性、信頼性等に欠けるものであって意思決定有用性になじまない。

### （4）粉飾決算

粉飾決算（Window Dressing）は次のように定義することができる。すなわち「会計操作や人為的取引により、企業が経営成績や財政状態を財務諸表上自らに都合の良いようにゆがめて開示することである。これによって財務諸表の利用者であるステイク・ホルダーの意思決定を企



業に有利な方向に導こうとするものであって、情報の作成者である企業による利用者の意思決定に対する統制行為であるといえよう。粉飾決算は企業の犯す不祥事で企業犯罪の一つのパターンに属する<sup>(6)</sup>。」

粉飾決算のねらいは、適正な会計処理を行って決算をしたのでは、当期純損失が生じたり、例年にない、または同業他社に比して極度に高い利益が算出されるような場合に、これを望ましい利益額や財政状態を示すように操作することにある。このようにして企業が例年並みの経営業績をあげているように見せかけて、ステイク・ホルダーの目をごまかそうとする。このような操作は会計的にのみ行われるのではなく、ときに意図的になんらかの取引を行うことによる場合もある。たとえば期末における自己資本比率や負債比率を良く見せかけるために、決算時に一時的に債務の返済を行い、次期の初めに再び借入れを行うというごとくである。

粉飾決算は、会計監査人を引き入れて実施することもある。このような形で行われる粉飾決算の場合は、会計監査によってこれを発見することは不可能に近い。このような事が起こるのは、監査制度自体が社会的統制能力の点で弱体化しているためであるから、その抜本的改善が要求されなければならない。

粉飾決算を動機づける要因としては、経営者の経営意思決定の誤りに起因する業績の悪化の糊塗が挙げられよう。たとえば過大な設備投資や事業拡大政策をとった結果資金の適正配分・有効利用を図れなかったための多額の経営赤字、販売競争に敗北した結果の売り上げ不振、経営合理化やリストラチャリング努力を怠ったための費用構造の悪化など利益を圧迫する要因は枚挙にいとまがない。このような利益の悪化を粉飾決算によって糊塗する。これはやがて粉飾決

算が暴露されて、企業を倒産に追い込み社会的に大きな損害を及ぼす可能性が高い。これに対して儲けすぎとの社会的批判をかわすための、または租税負担を軽減するための利益圧縮などもあげられる。このような粉飾決算は企業を倒産に導く恐れは少ないが、利益の過小計上による分配関係の社会的不公平や脱税による企業の社会的責任の回避に通ずることになる。

いうまでもなく粉飾決算は企業の開示する財務情報の信頼性を根底からくつがえし、社会的に大きな損害を及ぼすもので、企業犯罪の筆頭にあげられる。粉飾された財務情報に含まれる会計数値は企業の実態とは完全かけ離れ、これにはまったく有用性を認めることができない。

## (5) 会計処理と会計数値の信頼性

会計数値の額を上下させ、その信頼性に影響を与える直接的な要因は会計処理のあり方である。そこで会計処理法が会計数値の信頼性に及ぼす関係をいくつかの主要な場合について検討することにしたい。

1) 法人税法の当期純利益に及ぼす影響  
わが国の法人税法では、課税所得の計算は、企業会計の結果を受けて行われる。これを基準性の原則 (Massgeblichkeitsgrundsatz) という。これに対して企業会計の場において法人税法の規定に従った会計処理を行うよう要請することを逆基準性の原則 (umgekehrte Massgeblichkeitsgrundsatz) という。会社法・会社計算規則の規定、公正なる会計慣行および逆基準性の原則を受けて行われた企業利益の計算は株主総会において承認され確定する。これを確定決算という。確定決算基準による課税所得の計算においては、その基準となる会社の決算は逆基準性の原則により、法人税法の定めに従わなければならない。

たとえば減価償却費は発生費用であるから、債務確定基準や権利確定基準を原則とする法人税法においては、本来これを認めることができないけれど、この実務は企業において歴史的に長い間実践されてきたので、それを尊重して別段の定めとしてその損金計上が認められている。そこでは、確定決算において減価償却を行っておかなければ、課税所得の計算上損金には計上できない。さらにこのようにして計上された減価償却費がそのまま全額損金に参入されるのではなく、当該事業年度の損金の額に計上できるのは、政令の定めにより計算した額に達するまでの金額に限られる。政令の定めにより償却費を計算するにあたっては、規則で定められた耐用年数を用いなければならない。この耐用年数は、固定資産の種類にしたがって定められており、特定の種類の固定資産の耐用年数は各企業にその利用頻度（操業度に応じた使用の度合い）の多少に係りなく一律に適用される。特定の種類の固定資産につき法定された年数が10年であるとすれば、会社によって利用頻度が高かろうと低かろうと、同じ固定資産を保有する企業には同様にその年数が適用されなければならない。

企業会計上、企業は経理自由の原則に従い利用頻度に応じて耐用年数を定め、これに従って償却計算を行うことができるので、本来企業会計上、同一種類の固定資産でも企業の利用状況等により耐用年数が異なるのが当然であり、したがって償却額が相違する。それが適正な企業会計上の損益計算につながるのである。一般に企業は企業会計本来の仕方では減価償却費を算定してもそれが法定の限度額を超えるとその分が税務上否認されるので、企業会計上も税法上の耐用年数を用いて償却費の計算を行うのが一般的である。利用頻度に応じた耐用年数を用いた償却額が法定の償却額より小さい場合でも、法

定の限度額いっぱいには計上すれば課税所得が少なくすむので、確定決算上もそのような処理を行う企業が多い。

以上に考察したように、確定決算基準を採用する法人税法は企業会計上の当期純利益の計算に歪みをもたらす可能性を秘めている。このような事実は会計数値による経営業績の実態開示を阻害し、その信頼性と有用性を損なうことになるのである。

## 2) 会計方針の変更

会計方針の変更は正当な理由がない限り、利益操作を容易にし、会計数値の比較可能性を害するので、継続性原則によって否定されている。しかしながら企業はすでに述べた何らかの動機から、利益操作を意図し理由を付して会計方針の変更を試みようとする。一つの会計事実につき二つ以上の会計処理や開示の方法を認めている一般に公正妥当と認められる会計基準においては、正当な理由があれば、いったん採用した方法を他の方法に変更することができる。そこで一定の動機を持った企業は、何らかの理由を用意して、ある方法から他の方法に変更し、収益や費用の計上額を増加または減少させて利益操作を行おうとする。これまでの製造品目を大幅に変えとか、業種転換をはかるなど企業の基本的な経営体質が大きく変わる場合、法規や基準が改正された場合、経営環境の著しく変化した場合などは変更を認める正当な理由にあげられるが、意図的な変更の際には、その理由に納得のいかないことが多い。

一つの会計事実について認められている数種類の会計処理の方法については、いずれもその適用結果の会計数値が多かれ少なかれ、金額的に相違する。したがって会計処理法の変更が利益操作に役立つのである。正当な理由によらない会計方針の変更の結果算定された会計数値は、

経営実態の表示から程遠く、まったく信頼性をもたないのである。

### 3) 将来の期間に影響する特定の費用

創立費、開業費、株式交付費、社債発行費および開発費は、企業会計原則において「将来の期間に影響する特定の費用」(以下「特定の費用」と略称する)と呼ばれている。特定の費用については、支出のあった年度に一括費用化、繰延経理または資本控除処理の3つの方法が考えられる。いずれの方法を選択適用するにしても、その継続適用が要求される。

一括費用化した場合は、当期純利益は費用化した額だけ少なく算定され、次期以降は、純利益に及ぼす影響はまったくない。繰延経理を選ぶと、繰延額のうち当期の償却額だけ純利益が少なく計上され、そのような関係は償却期間全体に及ぶ。資本控除処理法によると、当期純利益は何ら影響を受けることがないが、純資産額は減少する。このように特定の費用の会計処理は、三つの処理法のいずれを採用するかにより当期純利益の額に相違をもたらす。

保守主義の観点からすると、当期純利益の算定に当たり、一括費用化がもっともその要請に合致しており、資本控除処理法は逆の関係にある。キャッシュ・フローの観点からは、一括費用化の方法によると、キャッシュ・アウトフローと費用化額とが当期に完全に一致する。繰延経理によると、第一年度の償却額はキャッシュ・アウトフローのうち償却年数分の1だけに対応し、残りの年度の償却費はキャッシュ・アウトフローと対応しない。すなわち当年度のキャッシュ・アウトフローのうち、第一年度の償却額に対応する額を除く部分は費用化とは無関係なものとして処理されることになる。資本控除処理法によると、キャッシュ・アウトフローは費用化とはまったく無関係に処理される。以

上の考察により、特定の費用の処理法と当期純利益をはじめとする会計数値の性格との関係は、保守主義およびキャッシュ・フローの双方の視点から見て、一括費用化の方法がもっとも良好であることがわかる。すなわち一括費用化の方法による場合に利益の信頼性が最も高いといえる。

会計数値の信頼性に影響するその他の要因として、会計処理に関しては、有価証券や棚卸資産の時価評価、親子会社の会計方針の相違などが、また企業の行動動機については、短期的または長期的利益の最大化や多目的行動動機などがあげられる。本稿では、紙幅の関係上これらについての考察は省略し、別の機会にゆずることにした。

## 4. 会計数値の信頼性と経営者の会計的判断

会計数値がもっとも信頼でき、それゆえに意思決定有用性が最大なのは、それらが企業の経営実態をもっとも忠実に反映している場合である。そこで問題となるのは、どのような条件が整備されたときにそのような状況が実現しうるかである。

会計はかねてから記録された事実(Recorded Facts)、会計慣行(Accounting Conventions)および個人的判断(Personal Judgments)の総合されたものであるといわれている。ここに記録された事実とは、企業の取引事象を会計帳簿に正確に記帳したものをいう。現在では、以前のように紙の帳簿に記帳されることはなく、コンピューターに電磁的な処理をすることになるが、これを動かす原理はこれまでと何ら変わることはなく複式簿記原理である。企業会計原則における一般原則の一つとしての正規の簿記の原則

は、まさに取引事象を正確に帳簿記録し、これをもとに究極的に財務諸表の作成を要求するものである。

次の会計慣行とは、会計活動の指針としての一般に認められた会計原則を意味している。かつて会計慣行は、成文化され基準化される前には、会計を業とする者の頭の中に蓄えられていた会計の知識と経験の体系を意味していた。まさに前述の健全なる会計原則である。現在のところ会計は国ごとに制度化され、法規や基準として成文化されているが、経済のグローバル化に従って会計基準も国際的に一元化(収束)する方向に向かっている。

個人的判断は既述のとおり会計的判断を意味しており、会計研究者、職業会計人その他会計業務にたずさわる人たちが下す会計に係る各種の意思決定である。企業内部における最高の意思決定者は最高経営者であり、会計に係る意思決定についても同様である。正確な会計記録を作成し、これをもとに会計法規や基準に従って会計処理を行い、その結果を財務報告書にまとめて公表する一連の行為は、究極的にすべて最高経営者の会計的判断にかかっている。

会計的判断がこのように究極的には最高経営者の意思決定に帰するところから、ヨーロッパ共同体では「真実かつ公正な概観」(a true and fair view)が会計制度の最高規範となっていることは周知のとおりである。またドイツでは、伝統的に「商人の理性的判断」(die vernuenftige kaufmaenische Beurteilung)の概念が商法において核心となる行動指針となってきた。これらの概念は最高経営者による会計の意思決定のあり方を律する倫理的規範であり、会計的判断とこれに基づく会計行動を支配する概念となっている<sup>(7)</sup>。わが国企業会計原則における真実性の原則もほぼこれらと同様の趣旨に出るものであ

る。

会計そしてその結果としての財務諸表は以上に見たように記録された事実、会計慣行および個人的判断の総合されたものであるが、その中で支配的な働きをするのは個人的判断である。会計記録を作成するのも、慣行に従って会計処理を行い会計報告書を作成するのもすべて個人的判断の結果だからである。そして既述のようにその判断は究極的に最高経営者の手中に収められている。以上により利益を中心とする会計数値の信頼性と有用性を左右するものは最高経営者の個人的判断、すなわち意思決定であるといわなければならない。

ここで一般に開示される財務諸表における会計数値の性格について考えてみよう。企業の取引事象を会計的に記録し、一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠し会計判断を行使してまとめ上げられた財務諸表における利益を頂点とする会計数値は、一企業の一会計年度についての財務情報であり、これがステイク・ホルダー等に伝達されるのは過去情報としてである。このような過去情報が利用者にとって役に立つのは次の理由による。

すなわち過ぎしこの1年間の業績情報は、会社の創業以来連続と続く事業の流れの一コマを映し出したものであり、それ以前の年度の事業が将来へと受け継がれていく橋渡しの役割を果たしている。そこには過去からの事業のうねりが、また次の年度に続く趨勢が秘められている。企業をめぐる国内外の種々の環境条件が当年度から次年度以降に向けてどのように推移していくのであろうかについての予測、これらに対応して企業がとっていくと思われる経営戦略、環境をにらんで国が進めていく産業政策その他の条件に照らして、財務情報の利用者は次年度以降の企業業績を予測しなければならない。過去

の年度の企業業績は次年度以降の将来のそれを展望する上で不可欠の情報なのである。このことは過去の事実を研究対象とする歴史学に課された本来の社会的使命が、たんなる過去の事実の掘り起こしに終始するのではなく、それをもとに将来の世界のあり方を長期的に展望することにあるのと軌を一にしている。

次に、会計数値に対する信頼性について検討を加えたい。第2節では、会計数値の信頼性と有用性を確保するための制度的仕組みについて考察した。この仕組みを通して作り出された会計数値こそ社会的信頼性に富むものといえるのであるが、本節の最初に述べたように、会計処理の結果財務諸表を作成するにあたっては個人的判断が不可欠であり、これには主観性に入る余地が避けられない。極論するならば、個人的判断はむしろ主観に基づく意思決定そのものであるといっても過言ではない。合理的な判断を下すに当たっては、まず必要にして十分な情報が用意されていなければならない。このような情報を用いて判断を行使するにあたっては、判断者の人間性、意図、利害関係、行動目的、情報の解釈、コンプライアンス精神の有無・強弱、自己や所属する組織の防衛意識その他の要因によって、その結果は著しく相違するであろう。このように考えるならば、第2節で述べた信頼性を確保するための仕組みが整備されているならば、会計数値は信頼できると結論するのは早計であるといわなければならない。つまり信頼性確保の決め手となるのは個人的判断であり、しかも判断の妥当性が複雑で多様な要因に左右されるものであるところに問題の複雑さと困難さが秘められている。

意思決定は何か問題が生じたときに、解決のために役立つ手段を選び出す過程である。意思決定は一般に次のプロセスにしたがって展開さ

れる。

- 1) 問題が発生し、これを解決すべきかどうかを判断する。
- 2) 問題を解決すべきことが決定されたならば、問題の認識と明確化を行う。
- 3) 問題解決の手段と考えられる行動の複数の代替案を選び出す。
- 4) 各代替案を選択適用した場合に生ずると思われるそれぞれの結果を予測する。
- 5) 意思決定の目的を認識し明確化して、目的の達成に沿った代替案を選び出すための選択規準 (criterion) —判断基準—を設定する。
- 6) 各代替案を適用した場合にえられる結果を選択規準に照らして 評価する。
- 7) 評価の結果、もっとも好ましい代替案が選択され、意思決定が完結する。
- 8) 選び出された行動案が実施にうつされる。行動実施の結果、問題が首尾よく解決されたならば、一件は落着する。
- 9) 行動実施の結果、問題の解決をみるにいたらなかった場合には、意思決定は元に戻って、別な案を探索しなければならない。

5の選択規準の設定に当たっては、問題の解決に係るできるだけ多くの要素をあげることが肝要である。この規準を必要にして十分なだけ用意するならば、選ばれた行動案の実施は規準を満たし、意思決定の目的にとって満足しうる結果をもたらすことになろう。逆に考慮すべき規準を欠いた場合、選択された行動案の実施の結果は、欠けた規準に対応する分だけ問題を残すことになる。すなわち考慮を欠いた規準は行動に反映されず、行動結果はその分、問題解決を不満足なものとするることになろう。そこで次に会計的意思決定にさいして、考慮されなけれ

ばならない判断規準の主なものについて検討することにしよう。

会社が一年度中に生じた取引事象について会計処理を行い、決算を経て財務諸表を確定するにあたっては、最終的に最高経営者の判断と決定にまたなければならない。会計法規や会計基準に準拠して会計処理を行うにあっても、会計的判断が下されなければならないのであり、当然判断規準が設定される。最高経営者がこの際に設定する判断規準のいかんによって、最終的な産物である財務諸表とそこに記載される利益を頂点とする会計数値の信頼性と有用性は左右される。このような場合に設定が予想される判断基準としては次のようなものがあげられよう。

仮に企業業績が悪化しているときに、あるがままに業績数値を公表するべきか、それとも利益平準化を行って例年並みの水準を維持するように見せかけるべきか。すなわち企業業績実態の忠実な開示を行うという判断規準；業績の悪化により最高経営者の責任が問われるのを避けることを重視して自己保全をはかるために多少の操作もやむをえないとする規準；また企業価値の評価が下がり株価の下落を防がなければならないという規準；これら一連の規準は別な角度、すなわちコンプライアンスを重視しなければならないという規準および時と場合によってはこれを犠牲にしても仕方がないという規準に分類することもできる。

これらの規準は、企業業績の悪化をめぐって、一方経営状況の良し悪しにかかわらず実態開示を絶対視するか、他方実態開示によるマイナスを未然に防ぐためには利益操作も止むを得ないとするかに分類することもできる。これらの判断規準の背後には、種々の要因が潜んでいる。まず最高経営者の人格ないし人間性が上げられ

る。人格高潔な人は前者を取りがちであり、実利を重視する人は後者を選ぶであろう。

経営上の意思決定に際して、すべての企業が考慮しなければならない判断規準として重要な意味をもっているのは、企業の社会的責任（CSR）の概念である。会計上の意思決定にあっても、CSRはコンプライアンスに係る順法精神と並んで重要視されなければならない。法令や規準に違反するとか、仮にこれらにのっとった会計処理を行うとしても会計的認識や測定の判断には弾力性があり、結果として算定される会計数値には幅があるので、そこに経営者の思惑や意図の込められる可能性が少なくない。たとえば、棚卸資産の評価にさいしては低価基準が適用され、取得原価に対比される時価が算定されなければならない。その算定には判断の加えられる余地が多く、算定結果が一定の額に収束することはありえず、そのために利益操作を行うことも困難ではない。しかしCSRの重要性を自覚している良心的な経営者は、たとえ経営業績が悪化しているときでも、経理担当者に利益操作を指示する可能性は少ないと思われる。利益操作とCSRとは二律背反の関係にあるからである。

現在世界的に起こり蔓延している急激な景気後退という経済変動は、企業業績に想像を絶するほどに著しい影響を及ぼしている。これまでの優良企業が軒並み売上げを減らし、利益の減少や多額の赤字を計上している現状はまことに異常であるというほかはないであろう。今日見られるこのような状況は企業努力をこえて最高経営者の管理し得ない特異なものであるから、業績悪化のすべてについて経営者の責任を問うことは適切とはいえないであろう。したがって経営者としては、これによって惹き起こされている経営業績悪化の実態を率直に財務諸表に表

示することが必要である。それをすべての企業について集計することによって、一国のマクロ的な経済の現状を正しく把握し、これを克服するための経済政策を樹立することができるからである。このような状況の下で作成・開示される財務諸表上の利益を中心とする会計数値は、かえって最高経営者の思惑を交える必要のない、信頼性の高い情報であるかもしれない。

企業経営の任にあたる者が経営者として怠りなく経営努力を尽くしたにもかかわらず、企業をめぐる著しい環境の変化に遭遇して、経営業績の悪化を招いた場合には、上のようにありのままの経営実態を表明する財務諸表が作成・開示されるであろう。しかしながら経営上の意思決定に誤りを含み、それに加えて急激な企業環境の変動に見舞われて、著しい企業業績の悪化を招くこともありうる。そのような企業については、同業他社に比べて業績の落ち込みがはるかに重度となる。このような経営者は自らの意思決定の誤りに起因する落ち込み部分を糊塗するために、利益操作を企てることもありうるであろう。当然のことながら、このようにして作成・開示される財務諸表における会計数値の信頼性は低く、意思決定有用性は乏しいといわなければならない。

以上に述べたところから明らかなように、現在、制度的には会計数値の信頼性とそれに基づく意思決定有用性を確保するための仕組みが整備され、これを動かす努力は可能な限りは果たされている。しかしながら会計行動には個人的判断が不可欠であるという現実には照らして、制度的仕組みを整備充実するだけでは、会計数値の信頼性と有用性を確保することができない。これまでに論じてきたところから、窮極的に会計的判断が会計数値の信頼性と有用性の決め手となり、その鍵を握るのは最高経営者の意思決

定なのである。かくして最高経営者の意思決定が利益を頂点とする会計数値の信頼性と有用性を確保するものとする要件を究明することが次ぎに残された課題である。

## 5. むすび

以上本稿では、財務諸表における利益を頂点とする会計数値の信頼性と有用性を確保することの重要性を問題意識として、そのための制度的仕組み、信頼性や有用性に影響する諸要因およびこれを向上させる上で考慮すべき事項について検討を加えた。そして会計的判断、究極的には最高経営者の意思決定が提起された問題の解決の鍵を握ることを明らかにした。そこで最後に最高経営者の意思決定と会計数値の信頼性および有用性を結びつけるものが何であるかについて考察することにした。

前節の最後において、意思決定にさいしては、問題解決のために選び出された選択肢を評価するために設定される選択（判断）規準が意思決定の結果選択された問題解決策の良し悪しを左右するものであることを明らかにした。判断規準というものは、意思決定者の視点から見て、自らにとって、または自らが属する組織体にとって望ましい結果をもたらすような性格を有するのが一般的である。勿論、自己を捨てても社会に役立つことを意図した規準もありうるだろうけれども。したがって国家社会的立場から見てあるべき規準、ステイク・ホルダーにとって望ましい規準、企業にとって有利な規準、経営者個人にとって好ましい規準等々規準はいろいろに設定することができる。これらの規準はそれが全体として相互に整合的であるとは限らない。個人にとって好ましい規準が会社にとって不都合なこともあるであろうし、会社にとつ

て有利な規準が国家・社会やステイク・ホルダーにとって望ましからぬものであることも考えられる。

そこで最高経営者が意思決定、なかんずく会計的判断を下すさいに選択する各種の判断規準は、経営者個人にとって有利な結果をもたらすだけでなく、会社にも都合なものであるが、ステイク・ホルダーや国家社会には不都合な結果を生ぜしめるものもありうる。すなわち結果が誰にとって望ましいかという視点から見て、判断規準の選択・組み合わせは種々多様である。

最高経営者の会計的判断に関して、関係者とそれに対する影響のあり方を整理すると次のようになる。自己にとって有利な結果をもたらすが、会社には不都合な規準は選択されてはならない。また自己や会社にとって有利ではあるが、ステイク・ホルダーや国家社会にとって不都合な結果をもたらす判断基準も採用されてはならない。自己にとって有利ではないが会社にとって好ましい結果をもたらす規準は、採用をためらってはならない。自己や会社にとって不都合であっても、ステイク・ホルダーや国家社会に望ましい結果をもたらす規準は受入れられなければならない。いうまでもなく、四者全体にとって好ましい結果をもたらす規準を拒む理由はありえない。ステイク・ホルダーの視点に立って好ましい結果をもたらす判断規準に従って会計処理され、開示された財務諸表が制度的にはもっとも好ましい。それは金融証品取引法第1条に述べられている投資者保護の理念に一致するからである。そのような財務諸表とそこに記載されている会計数値こそ、もっとも信頼しうるものであり有用性が大であるといえよう。

最高経営者が会計的判断をする場合の判断規準の選択とその結果との関係は以上のとおりで

あるが、開示された財務諸表を見て、それがどのような判断規準に従って作成されたものであるかは、利用者には理解することができない。だが制度的には、第2節で述べた仕組みに従って財務諸表の適正性を確保し、第3節で扱った諸事項に配慮して会計行動を展開することが肝要である。このようにして会計監査の結果適正意見を付された財務諸表がひとまず信頼性と有用性の確保された会計数値を表示することができる。しかしながら既述のように、それだけでは会計数値の信頼性や有用性は最終的、実質的には保証されえない。

これまでの考察より、最高経営者が会計的判断にさいして設定する選択規準が会計数値の信頼性や有用性を左右するものであるから、最高経営者に結果として信頼性等を確保しうる会計数値を導き出しうる選択規準を選ぶよう誘引を与えることが必要である。そのような誘引と考えられる主なものをあげてみよう。

第一に、企業が社会的公器であることの認識と自覚を経営者にもたせることである。すなわち前述のように、企業に課されている社会的責任の重さをよく理解させることである。これは換言すれば、経営者のもつべき職業倫理すなわち経営者倫理に他ならない。このような自覚があれば、企業は輸入品を国産品と偽装して国産品の品薄の機会を利用して高い価格で売上げ、不当な利益をむさぼることも、業績の悪化を会計記録の改ざんによって糊塗することも避けられるであろう。

第二に、経営者の経営努力にもかかわらず企業が売り上げ減をまねき、業績の悪化をきたしたときでも、市場が極端に企業に冷たい態度をとらないような環境づくりをすることである。すなわち業績悪化により純損失を計上した場合に、企業評価を厳しくして金融機関が融資を渋



るとか、取引先が掛売りをストップするとか、株価が急激に下落するなどということをはかえるような環境づくりをはかるとのことである。企業は業績の悪化の結果、市場が今後の経営に不利になるような反応を示すことを嫌って、利益操作などに走る傾向があるからである。

第三に、IR活動（Investor Relations Services）は、企業の経理状況をはじめ、活動目標、研究開発活動等の諸状況を種々の手段を用いて投資者をはじめ各種のステイク・ホルダーに説明し、当企業についての理解を求め、究極的には市場における株価の適正な維持をはかろうとするものである。そのために法定の企業内容開示に加え、企業の裁量に従って種々の形で情報伝達が行われる。IR活動を重視してこれに真剣に取り組むような企業は概してCSRの重要性を正しく認識している優良企業である。このような企業は会計行動についても信頼に値する会計情報開示を行うものと考えてよいであろう。従って企業がIR活動を積極的に実施するよう最高経営者に誘引を与えることが望まれる。以上最高経営者に対する誘引として主要な3つの要素を挙げた。これ以外にも他に種々考えことができるであろう。

本稿では、財務諸表における利益を中心とする会計数値の信頼性と有用性をいかにして確保するかという問題について考察した。その結果、会計制度の仕組みに従い（第2節）、会計数値の信頼性などに影響を及ぼす諸要因に配慮して（第3節）会計処理を行うことがまず要請される。

その際に行使される会計的判断、とりわけ実権を握る最高経営者の意思決定の妥当性が究極的にこの問題の鍵を握ることを明らかにした。そしてそれは、具体的には、意思決定に際して解決策となる選択肢を選び出すための選択規準をいかに設定するかにかかっている。さらに最高経営者が選択規準を設定するときに、妥当なものを選び出すように働きかける主な誘引について検討を加えた。

ところで次なる問題は、利益を頂点とする会計数値の信頼性と有用性とを財務諸表その他の情報を用いていかに評価するかである。信頼性や有用性の評価については、2つの考え方があると思われる。その一は、一定の要件を設定しておき、企業評価のための会計数値の利用に先んじてこれを満たした会計数値は信頼に値すると評価するものである。その二によれば、会計数値を企業評価の過程に投入し、利用した結果を見て有用であったか否かを判断する。いずれの考え方が実践的に好ましいかはこれからの検討にまたなければならぬ。また一の考え方によった場合、信頼性を確保するためには、どのような条件を設定すべきかが追究されなければならない。二の考え方によるときには、利益を中心とする会計数値を企業評価に用いたときに、結果が有用であるか否かをどのようにして評価したら良いかが検討されなければならない。本稿では紙幅の関係上これらの点についての考察は省かざるをえなかったため、今後の研究課題としたいと思う。

---

#### <注>

(1) The Quality of Earnings の問題については、これまでに多くの論攻が発表されている。ここでは次の2点を参考にあげておく。

Bradford Cornell & Wayne R. Landsman, Accounting Valuation : Is Earnings Quality an Issue?, *Financial Analyst Journal* ,2003/11/12 ;

ABI/Informa Global

一ノ宮士郎、「利益の質による企業評価—利  
質分析の理論と基本的枠組み」 PDF・Adobe  
Acrobat

(2) この点の詳細については、次の拙著を参  
照されたい。

拙著 『会計ディスクロージャと企業倫理』  
1999/1 税務経理協会 IX 有用性の概念

(3) 次の資料を参照されたい。

“Proforma Financial Statements” AAUP  
—Wiki ,2008/8/18

“Proforma Accounting” Wikipedia, the free  
Encyclopedia, 2008/8/24

(4) 次の論文を参照されたい。

Michael D. Akers , Don E. Giacominno & Jodi  
L. Bellovary, Earnings Management and  
Its Implications, Educating the Accounting  
Profession , *The CPA journal* 2007/8

(5) 次の資料を参照されたい。

Creative Accounting, Wikipedia, the free  
Encyclopedia, 2008/8/24

(6) 企業犯罪および粉飾決算については、次  
の著書および拙稿を参照されたい。

J. Edward katz , *Hidden Financial  
Risk—Understanding Off-Balance Sheet  
Accounting*, 2003, Willey

前掲拙著 XVI 粉飾決算と会計的課題

拙稿 A Study of the M.Motor Co.Scandal  
—From a Corporate Crime Perspective, 『高  
千穂論叢』第39巻3号 2005/3/1

(7) この点の詳細については、次の拙著を参  
照されたい。

前掲拙著 IX 会計情報の有用性の確保